

## ベースアップ評価料

当院では、国が推進する医療従事者の処遇改善および賃金引上げに向けた取り組みに賛同し、令和6年6月の診療報酬改定に伴い新設された以下の施設基準を満たし、地方厚生局へ届出を行っております。

本評価料による診療報酬の算定分につきましては、全額、当院に勤務する医療従事者(看護職員、受付事務、その他スタッフ)の給与および賃金の改善(ベースアップ)に充当いたしております。今後とも、質の高い医療・ケアを安定して提供できるよう、職場環境の向上に努めてまいります。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。